

マイナンバー制度の概要と最新動向について

向井 治 紀

はじめに

ただいま御紹介いただきました向井でございます。私は、財務省の出身で、ほぼ五年前の民主党政権時代に番号制度の担当にスカウトされて以来、ずっと番号制度を担当しています。財務省では超アナログ人間として有名だったのですが、なぜか今や政府のIT総合戦略にも関わっています。

番号制度は、民主党政権の時代に検討が始まり

ました。菅総理が非常に御熱心で、当時の古川内閣官房副長官に呼ばれて、五年前の一〇月に番号制度の担当として内閣官房にまいりました。民主党政権は、消費税の引き上げと合わせて番号制度を推進しようとしていました。年金制度の一元化を図ることに加えて、消費税引き上げ時の低所得者対策として、給付付き税額控除を導入するに当たって個人番号を利用したいというのが、この制度の導入を急いだ最も大きな要因ではないかと考えられます。五年前の一〇月に内閣官房に異動した際、「次の通常国会に番号制度の法案を出せ」

と言われました。しかし、何もないところから、そのようなことができるわけがありません。結局、一年遅れで法案を国会に提出しました。

今も申しましたように、年金、消費税、給付付き税額控除など、社会保障・税の分野で個人番号を導入することを目的として、制度の検討が始まったという経緯があります。その後、正確に申しますと、平成二四年の通常国会に番号制度の法案を提出しました。残念ながら、その通常国会では民主党内部でいろいろな議論があり、法案の審議は行われませんでした。その間、消費税と同様、番号制度についても、自民党、公明党、民主党の間で水面下で議論していただき、内々の合意をしていただきました。「内々の」と言いますのは、各党の正式な決定ではありませんが、各部会で部長一任を取り付けたというレベルの合意ということです。

平成二四年の臨時国会で衆議院が解散されたので、民主党政権が出した番号制度の法案は廃案になりました。自民主党政権に代わった後、安倍総理より「自公民合意に基づいて番号制度を進めるべき」という御方針が示されたので、改めて国会に番号制度の法案を提出しました。そして、その年のうちに民主党の修正を経て可決成立しました。採決においては、反対は共産党など一部だけで、多くの政党に賛成していただきました。

一、マイナンバー制度の導入趣旨

資料1ページにおいて、マイナンバー制度の導入趣旨を整理しています。もともと社会保障・税の分野で活用することを念頭に置いていたのですが、平成二三年の東日本大震災の後、住民、特に

住所地におられない住民を把握する上で個人番号があればよかつたのという声が被災地から出されたことを受けて、災害にも使える制度にしました。

資料には、「効果」や「実現すべき社会」などについていろいろ書いてあります。

今後、日本では、超高齢化社会を迎えて社会保障給付がますます増えていきます。単価は減らしても総額はどんどん増えていくことになります。

一方で、負担する人間は減りますので、一人当たりの負担が急激に増えることになります。したがって、これまで以上に公平・公正がきつちりと担保されないと、制度が成り立っていかないだろうと思われます。税を賦課するに当たって、所得を一〇〇％把握することは困難であるにせよ、少なくともある程度納得されるぐらいの公平性が確保される必要があります。また、所得、場合に

よつては資産に連動した社会保障給付を確立していかないと、超高齢化社会を乗り切っていくことはむずかしいだろうと思われます。この点が、番号制度の最も重要な役目だと思えます。

これまで、諸外国と比べて番号制度が遅れていた日本にとっては、番号制度とITは不可分です。今後、番号を活用して国民の利便性の向上や行政の効率化につながるような取組みが行われていくだろうと思えます。

二、マイナンバー制度の概要

(1) 制度の概要

(個人番号)

資料2ページをご覧ください。有名か悪名か知りませんが、日本には基礎年金番号というものがあります。本人をはっきりと確認せずに付番して

いることもありまして、基礎年金番号には二重付番があります。例えば、二〇歳になって年金番号をもらった後、そのことを忘れて働きに出て、改めて基礎年金番号をもらうケースがあります。これとは逆に、二〇歳になる前に働きに出、厚生年金に入って基礎年金番号をもらった後に、二〇歳になって別の基礎年金番号をもらうケースもあります。これらの二重付番はいまだに起こっています。

これとは別に、十数年前から住民基本台帳に基づいて住民票コードという番号が付されています。この制度が導入された際、個人情報漏えいの懸念や国による一元的把握の問題等を捉えて、違憲ではないかという訴訟が起こされました。最高裁判決で合憲とされましたが、判決が出るまでの七、八年間、反対運動が盛んに行われました。この結果、住民票コードは、基本的には住

民基本台帳の事務でしか使われていません。しかも、市町村間の事務で使われているだけです。なお、一部で年金の二重付番を解消するために住民票コードが使われており、このため、現在、基礎年金番号と住民票コードのひも付けが行われていますが、事実上、これが唯一の利用例となっています。社会保障・税など、ある程度の行政分野で広く使われている個人番号は日本には存在しません。

日本の場合、幸いにも、住民票と戸籍という、国民を識別するための二種類の道具があります。これは諸外国に比して非常にラッキーなことです。これらのどちらかに準拠して個人を特定していくこととなりますが、戸籍については、日本全国を見渡しますと、いまだにいろいろな問題が残っていることもありますので、既に存在する住民票コードを交換して得られる個人番号を作ろう

ということになりました。

検討の過程では、住民票コードそのものを使えばよいのではないかとか、逆に、分野ごとに別の番号を使えばよいのではないかなど、いろいろな議論がありました。例えば、オーストリアなどでは、各個人に見える個人番号が付され、カードでさまざまな手続きを行うことができますが、分野ごとに、事実上異なった個人コードが使われています。ドイツなどでは、納税者番号という形で番号制度が導入されています。アメリカの場合は、ソーシャル・セキュリティ・ナンバーを広い場面、ある意味で勝手に使っています。韓国では、いわゆる住民票コードのような個人番号を全ての分野で使っています。

検討の結果、日本では、税・社会保障・災害の分野で共通に使われる、一つの個人番号を指定するということが制度がスタートしました。個人番

号は住民票コードに準拠しておりますので、市町村長がこれを指定して通知するという仕組みになっています。

(個人番号カード)

次に、個人番号カードについて説明します。個人番号は通知カードという紙のカードで通知します。アメリカではソーシャル・セキュリティ・ナンバーをいろいろな分野で使っています。ソーシャル・セキュリティ・ナンバーを他で使ってはいけないという法律がないからです。ソーシャル・セキュリティ・ナンバーを書いた紙はぺらぺらの薄っぺらなものです。ソーシャル・セキュリティ・ナンバーが盗まれることによって、成りすましの被害が一〇〇万件単位で起こっています。年金や生活保護の不正受給です。

日本のマイナンバー制度では、こうした諸外国

の失敗や事故を勉強し、後発のメリットを生かしまして、少々面倒ではありますが、番号のみでは本人確認をしないこととしています。通常、銀行口座を開設するときの本人確認と同様ですが、免許証やパスポートで本人確認をします。番号を確認するものとしては、通知カードや番号付きの住民票が考えられます。

もつとも、それでは面倒だということで、個人番号カードを発行することになっています。現在、住基カードというものがありますが、ほとんどe-Taxに使われているだけだと思います。今回の個人番号カードでは、住基カードの機能を引き継ぎつつ、個人番号も書きますし、顔写真も必須にしています。したがって、個人番号カード一枚で本人確認、番号の確認が済みますので、私どもとしてはできるだけ多くの国民の皆様個人番号カードを取っていただきたいと考えていま

す。このため、この種の公的なカードではおそらく唯一と思われるが、取得費用を無料としました。費用は全額国費で負担することになっています。

(法人番号)

税・社会保障の関連では、法人等が行う源泉徴収、法人税の支払い、社会保険料の徴収等の事務がありますので、個々の法人を識別できるように、法人等に法人番号を付することとしています。法人番号は主として税に関連しますので、国税庁長官が、会社であれば法人登記の番号から変換したものを指定します。それ以外でも、およそ人を雇っている法人の場合、ほとんどすべての法人で源泉徴収義務が発生しますので、宗教法人、政党なども含めて、法人番号を指定することになるうと思います。法人番号の場合、後ほど述べる個人

番号における個人情報保護の問題はありませんので、原則公開とし、民間での自由な利用が可能となっております。

（個人情報保護）

個人番号については、個人情報保護の問題、成りすましの問題、あるいは個人情報の国家管理の問題等が議論されたこともありまして、資料2ページの右上に書いておりますように、いろいろな個人情報保護措置が施されています。

アメリカや韓国と異なりますのは、個人番号が使える場面が全て法律でポジティブリストとして掲げられており、法律又は地方公共団体の条例で書かれていること以外で個人番号を使うことが禁止されているということです。

例えば、年金保険料の減免に当たって、地方税の所得情報を基にこの人は確かに低所得であるこ

とを証明するというような事務があります。これまでは、そうした申請を行う場合には、所得証明を持って来いということになったわけですが、直接バックオフィスで情報連携することにより、年金当局が保険料の減免を行うというシステムになっています。この場合、どのような事務において、他の機関のどのような情報を使うかということをして法律で書き切っています。先ほどの例では、年金の保険料減免の事務で地方税の所得情報を使いますが、年金の情報が地方税当局に流れることは決してありません。法律上禁止されておりますし、さらにシステム上も制御されることになっていきます。

さらに、国民は、マイナンバー用のポータルサイトである「マイナポータル」からログインして、そのような情報提供記録を確認することができますようになっていきます。例えば、自分の情報

が、自分の住所地の地方税当局から年金当局に移ったことが確認できるわけで、非常にオープンな仕組みになっていると言えます。

また、個人番号の取り扱いを監視・監督する第三者委員会として、「特定個人情報保護委員会」が設置されます。公正取引委員会と同様のいわゆる三条委員会です。その他、政府機関や地方公共団体が個人番号付きのファイルを作るときは、事前にアセスメント、自己評価を行うことが義務づけられています。これらは、どちらかというとポピュリズム的な発想が背景にあるのかなと思っています。

（個人番号の利用分野）

個人番号の利用範囲を資料2ページの表の整理しています。大きく分けると、社会保障・税・災害です。国民が国や地方公共団体に提出す

る書類に、住所、氏名とあわせて個人番号を書くというのが基本です。具体的には、社会保障の関連では、年金の各種申込書・申請書・届出書、ハローワークの手続き、医療保険の保険料徴収等の手続き、福祉の給付を受ける際の申請書等、税の関連では、税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等において、個人番号を記載することになります。災害対策の関連では、主に被災者台帳の作成に関する事務などにおいて利用されることになっています。

これらの中で、民主党政権当時から議論になったものが幾つかあります。

一つ目は、医療の関連です。表の中の「福祉・資料・その他分野」の項目で、「医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続きに利用」と書いてあります。法律上は、医療保険の保険給付、保険料徴収の事務に個人番号を利用できるこ

とになっています。したがって、法律上は、レセプトを保険給付に使う場合、レセプトに個人番号を記載することが可能とされていますが、反対する向きもあって、厚生労働省はそこまで手をつけようとはしていません。

今、日本全国のかんりの市町村ないし広域圏で、病院・診療所の連携が始まっています。これは、主として病院の情報を診療所に流すというものです。特に病院関係者、あるいは医療の研究者を中心として、そういうものに個人番号を使えないかという意見が出されています。これに関しても、関係者の中に強い反対意見があるため、現時点では、法律上、カルテ情報に個人番号を記載することはできないことになっています。このように、いわゆる医療情報をどうするかということが今後の課題として残っています。

税の関連では、証券や保険の分野では、個人番

号を記載して税務署に提出するいろいろな調査がありますので、基本的には顧客との取引に個人番号が付されることになります。他方、預貯金については、利子に対して源泉分離課税が行われることもあり、個人番号は預貯金に付されないことになっています。預貯金をどう扱うかは、民主党政権時代から議論になっていたものです。全ての預貯金に個人番号が付され、税務調査のときに見られることになると、いわゆる金融取引が全て把握できることになります。国が全ての情報を持っている必要はなく、税務調査のときだけ見られればよいのですが、いわゆる現金取引以外は全ての取引が把握できることになります。したがって、まして、いわゆるクロヨン、トーゴーサンといった課税の不公平に対する国民の疑念を払拭するためには、預貯金にも個人番号を付す必要があるのではないかという議論があります。

さらに、表の下の欄外に書いておりますように、「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務で条例に定める事務」に個人番号を利用することが可能です。防災に関する事務と異なりますと、ほとんど何でもこれに当たるのではないかとという話になりそうですが、いずれにせよ、市町村は、条例で定めさえすれば、かなり広く個人番号を使うことができるようになります。もともとは、各市町村で行っている社会保障の上乗せ給付、例えば乳幼児の医療の無料化などに利用することを想定しておりますが、広く読めるように書かれていますので、市町村の御判断でいろいろなものに使っていただければと考えています。

(2) 通知カード

資料3ページに、個人番号を通知する通知カー

ドの様式を載せています。個人番号を付した通知カードが、一〇月五日現在の住民票の住所地に送られることになっています。一〇月五日現在で締めた後、小さな市町村ですと二週間程度で送付できますが、大阪や横浜のような大都市ですと一ヶ月の半ばぐらいまでかかるだろうと言われております。通知カードは、世帯ごとに簡易書留で送られることになっています。

したがって、国民の皆様には一〇月五日までに現にお住いの場所に住民票を移していただきたいと考えています。ただし、高齢者の施設に入っておられる方、DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けている方、震災で被災された方等で、住民票登録地以外の住所（居所）にお住まいの方については、申し出ていただきますと、住民票を移さなくても現に住んでおられる場所に通知カードを送付することになっています。この通

知カードの送付が、マイナンバー制度導入の第一のヤマになると思っています。選挙の際の投票用紙は普通郵便で送られています。それでも5%程度が戻ってくるそうです。簡易書留ですともう少し戻ってくる可能性が高いのではないかと見えています。まずは、できるだけ確実に通知カードを受け取っていただけるよう、尽力していきたいと思っています。

通知カードの表面には、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日が記載されています。通知カードは、個人番号付きの住民票と同様、個人番号そのものを証明する手段になりますので、国立印刷局が製造したセキュリティー対策の講じられた紙を使用しています。アメリカのソーシヤル・セキュリティー・ナンバーの紙があまりにも粗末なものですから、そうはならないようにしたいということです。

(3) 個人番号カード

(個人番号カードの概要)

次に、先ほども申しました個人番号カードです。資料4ページをご覧ください。個人番号カードを作成するに当たっては、写真が必要で、本人確認のために出頭していただく必要も出てきます。したがって、強制的に配るわけにまいりませんので、申請により交付することになっています。通知カードを簡易書留で郵送する際に、個人番号カードの申請書が同封されています。申請書の記載事項は予めほとんど書き込まれておりますので、あとは本人が署名し、写真を張って提出していただくこととなります。QRコードが付いており、これを利用してスマホから申請することもできるようになっています。

個人番号カードはICチップ付きで、これに画像情報も入っておりますので、偽造防止にも効果

があります。カードの表面に、住所、氏名、生年月日、性別が記載され、裏面に個人番号が記載されています。さらに、表面に写真が張っており、個人番号を利用する際、先ほど申しました個人番号の確認と本人確認の両方で使うことができます。預金口座の開設等の本人確認の際にも、パスワードや免許証と同様に使えます。

個人番号カードにはいろいろな機能を付けています。一つは、ICチップの空き容量に別途二〇ぐらいのIDを入れることができ、これを別々に読み出すことが可能となっています。住基カードでも、条例で定める事務、例えば図書館の利用者カードとして活用している市町村が多いようです。このICチップの空き容量は、民間の事業者も使えることになっていますので、ここに民間事業者のIDを入れることによって、「何とかカード」の代わりに使用することも可能になります。

（公的個人認証）

個人番号カードには、公的個人認証の機能を標準搭載しています。現在、e-Taxを利用されている方は御存じだと思いますが、インターネット上で本人を確認する手段として、住基カードを使用した公的個人認証が行われています。これまで公的個人認証の署名検証は、公的な機関、税の場合で申しますと国税庁や地方税当局に限られていましたが、今回、これを民間に開放するようになりました。したがって、公的個人認証を使っているいろいろなことができるようになります。ここでは、個人番号は使われていません。公的個人認証に利用されるシリアルナンバーは、個人番号とは別物です。

公的個人認証には二種類があります。本人確認の公的個人認証と、本人と同一であることの確認、すなわち利用者確認の公的個人認証の二種類

です。本人確認の公的個人認証は、六ヶ十六桁の英数暗証番号で行われます。個人番号カードをカードリーダーに設置していただいた後、六ヶ十六桁の暗証番号を入れていただきますと、本人確認が可能になります。これまで、例えばインターネットバンキングで口座を開設するに当たって、免許証のコピーを送れと言われるようなことがありましたが、今後はインターネットだけで口座の開設が可能になります。

繰り返し申しますが、公的個人認証による本人確認は、インターネットバンキングに限らず、いろいろなところで使えます。本人確認を必要とするような取引は、全てインターネット上で完結するようになると思っています。

(民間のサービスとの組み合わせ)

個人番号カードは、民間のいろいろなサービス

と組み合わせることが可能です。例えば、最近のアイドル歌手のコンサートでは、ダフ屋対策として、さらに入場者が事件を起こさないようにするため、本人確認を行ってチケットを売っています。チケット業界では、ネットで申し込んで、コンビニの複合機でチケットをプリントするのが普通ですが、複合機に個人番号カードを読み取らせることによつて、本人確認を行うことができなかつたという問い合わせが来ているところです。銀行のATMに個人番号カードを読み取らせれば、キャッシュカードの代わりになりますので、そのようなことにも使えないかというアイデアも出ています。

個人番号カードは、このように民間のいろいろなサービスにも使えます。このようなカードを、今回は無料で配布することになっているわけです。

(4) 情報連携の概要

五月に日本年金機構の情報漏えい問題が起り、マイナンバー制度についても新聞、週刊誌等でいろいろな懸念が指摘され、国会でも厳しい質問を浴びています。個人番号は、例えば所得税の源泉徴収などの関連で、多数の企業が保有することになります。基礎年金番号などと比べ、圧倒的に出回る場所が多くなりますので、当初より漏えいリスクが高くなることを想定しています。もちろん、できるだけ個人番号が漏れないよう、厳しい罰則を設けるなどいろいろな措置は講じておりますが、それでもリスクが高くなることは避けられません。

したがって、個人番号だけでは、何もできないような制度設計になっています。対面するときには必ず本人確認を行うようにしておりますし、インターネットで手続きを行うときも必ず公的個人

認証によって本人確認を行うことになっていきます。

今回の日本年金機構のケースのように、標的型メールでファイアウォールが破られたら、芋づる式に個人情報が出てしまうのではないかという御心配があるかと思いますが、資料5ページをご覧ください。資料の右側に地方公共団体以外の機関と地方公共団体が挙げられています。それぞれの機関は、それぞれ別々に情報を持っております、どの機関も決して一元的なデータベースを持つていないわけではありません。国税の情報は国税当局が持っています、年金の情報は日本年金機構が持っています。医療の情報は医療保険者が持っています。市町村は市町村で、いろいろな情報をばらばらに持っています。大きなデータベースを持つている国税や年金について申しますと、国税当局には納税者番号があり、日本年金機構に

は基礎年金番号があつて、それによつてそれぞれの情報を管理しています。各機関の持っている情報には個人番号が付されます。

これらの機関の間で情報をやりとりする際、情報は機関ごとの中間サーバーに移行しますが、ここでは個人番号は付されず、それに代えて情報連携用の機関別符号が付されます。同一人物Xでも、国税当局のシステムで付けられる機関別符号と、地方公共団体のシステムで付けられる機関別符号は異なつたものになっています。情報連携に当たっては、これらの機関別符号を情報提供ネットワークシステム（コアシステム）でマッチングさせるといふシステムになっており、このシステムをハッキングして個人番号で検索しても何も出てきません。それぞれの機関のシステムが独立してファイアウォールを持つことによりまして、芋づる式に個人情報があかされるようなことがないよ

うなっています。もちろんすべてのシステムがハッキングされるようなことがあれば別ですが、情報をできるだけ多数のシステムに分散させることによつて、極力情報漏えいのリスクを避けているということなのです。

さらに、マッチングを行うコアシステムの中の異常な通信は検知されることになっていますし、システムの運用の状況は、独立した特定個人情報保護委員会が監視することになっています。加えて、国民一人一人が、「マイナポータル」を通じて、自分の個人情報のやりとりの記録を見ることができるといふシステムになっています。

(5) **マイナンバー制度における安心・安全の確保**
マイナンバー制度における個人情報を巡る懸念は、大きく分けますと、外部への個人情報の漏えい、成りすまし、国家による個人情報の一元管理

の三つだろうと思います。資料6ページをご覧ください。

今回の日本年金機構のケースは、個人情報が入部に漏れ出したという事件です。年金の場合は、二次被害防止の観点から、至急成りすましを防ぐための措置が講じられました。

マイナンバー制度では、成りすましが起こらないように本人確認措置を講じることになっています。このことは、資料の中ほどの「制度面における保護措置」の①で取り上げています。

また、アメリカのソーシヤル・セキュリティ・ナンバーのようにどこでも使われるようなことにならないよう、個人番号を含む個人情報の収集・保管やそうした情報のやりとりなども、法律のポジティブリストで掲げられたものに限定して行うこととしています。加えて、第三者委員会である特定個人情報保護委員会による監視・監

督、罰則の強化、システム面における個人情報の分散管理、符号を用いた情報連携、アクセスできる人の制限・管理などの保護措置を講じることとしていくところです。

個人情報の管理に関連して、新聞やテレビでは「国民の個人情報を一元管理するマイナンバー制度」とよく言われます。しかし、実際は決してそうではなく、資料7ページのとおり、全ての情報を見られる人間、機関はどこにもないようになっています。

個人番号を保護するため、罰則の強化が図られています。資料8ページをご覧ください。民間が対象となる個人情報保護法には罰則はないのですが、行政機関が対象の個人情報保護法には既に罰則が設けられています。今回、これらの罰則を実質的にほぼ倍にするという形で罰則を強化しています。

(6) マイナンバー制度導入のロードマップ

資料9ページはマイナンバー制度導入のロードマップを表しています。まず、一〇月五日現在の住民票所在地で国民を捉え、個人番号の通知を行います。また、来年一月一日から使えるようにします。さらに、中ほどのシステムの構築の欄の右の方に、「情報提供ネットワークシステム、マイナンバーポータル運用開始」を挙げています。ここでは、国の機関間の連携を二〇一七年一月から開始し、国・地方公共団体間の連携を同年の七月を目途として開始するとしています。今般、日本年金機構の情報漏えいの問題がりましたが、国の機関間の連携となりますと全て年金が絡んできますので、こちらの連携は少し遅らせることになる可能性があります。と思っています。

三、民間事業者に求められる対応

(1) 税・社会保障分野における対応

(マイナンバーの利用例)

資料10ページのとおり、税と社会保障に絡んで、マイナンバーが利用されるケースはかなり多くなります。

民間事業者の場合、税の分野では源泉徴収票や支払い調書などの各種法定調書の作成、社会保障の分野では厚生年金・健康保険・雇用保険などの手続きにおいて、広くマイナンバーを使用する可能性があります。おそらく大手の事業者は、既に対応を進めておられると思いますが、まだのところはこれから準備を進めていただく必要があります。

(税務関係の申告書等)

税務関係では、資料13ページのとおり、申告書、申請書、届出書、調書などにマイナンバーを記載していただくこととなります。従業員の給与、アルバイトの賃金、講演料・原稿料等の謝金の支払いに当たって、支払いを受ける人からマイナンバーを取っていただくこととなります。その際、本人確認を行っていただく必要があります。このための準備をしていただく必要があると思っています。

マイナンバーの記載時期及びマイナンバーを記載した申告書等の提出時期は、資料14ページのとおりです。所得税は、平成二八年分の所得税の申告書からになります。確定申告の場合は、再来年の二月一六日から始まる確定申告が対象になりますので、かなり先のことになります。他方、法定調書の場合は、来年の一月一日以降の金銭等の支

払い等に係る法定調書が対象になります。最も早いのは、来年正月のアルバイトに対する賃金の支払いということになります。短期のアルバイトを雇う際には、通知カードと学生証を持ってくるよう依頼していただくことになるのではないかと考えています。

この他にもいろいろな調書があります。例えば、配当の支払い調書があります。この場合、本来は会社で株主のマイナンバーを取っていただかなければなりません。しかし、多数の株主を持つ上場企業ではとてもそのようなことはできませんので、証券会社から証券保管振替機構を通じてマイナンバーを取得していただくこととなります。なお、ほとんどの場合、信託銀行に事務が委託されており、会社で代わって信託銀行がマイナンバーを取得できるようにしています。なお、非上場の会社の場合は、会社のみならず株主

のマイナンバーを集めることとなりますので、ある程度の数の株主がおられますとかなりの手間がかかる可能性があります。

この他にも、アルバイトを大量に雇う場合、派遣社員を受け入れる場合など、どう対応すればよいか悩まれるケースもあるかと思えます。これまでもいろいろなお問い合わせを受けています。さまざまな問題について、あまり厳密なことを言って世の中が回らなくなっても困りますので、現実的な解を見つけると言いましょうか、現実的に世の中が動く程度の厳密さでやっていくしかないと思っているとところです。

(社会保障関係の申請書等)

社会保障については、資料15ページのとおりです。

資料16ページで社会保障関係書類へのマイナン

バー記載時期を整理しています。分野によって若干違いがありますので、御注意いただきたいと思えます。雇用保険の関係書類については、来年一月一日提出分からマイナンバーを記載していただきます。健康保険や厚生年金の関係書類にマイナンバーを記載するのは、再来年一月一日からとなっています。健康保険と厚生年金については、再来年から届出書の様式を大幅に見直すことになっておりますので、それに合わせてマイナンバーを記載することとしたものです。健康保険や厚生年金の場合、住民票コードと同期させるのが容易なため、個人から集めなくてもマイナンバーが使えるという事情もあります。なお、一部の書類で、来年一月一日から法人番号を追加する予定のものがあります。詳しくは、各書類の様式を見ていただければと思います。

(従業員等からのマイナンバーの取得)

従業員などからマイナンバーを取得するとき
は、資料17ページのとおり、利用目的の明示と厳
格な本人確認が必要です。しかし、一八歳未満の
場合、運転免許証を取得できないケースもあり、
学生にパスポートや免許証の提示を求めようとし
ても無理な場合も出てきますので、アルバイト代
に係る所得税の源泉徴収に関し、学生のアルバイ
トであれば学生証でもよいことにするなど、若干
柔軟な取り扱いができるようにしています。税の
還付申請など国からお金が出ていくような、成り
すましが起こりやすいケースについては、できる
だけ厳格に本人確認を行うようにしたいと考えて
おりますが、そうでない場合は、厳格にとっても
なかなか難しいところがあると思っています。

民間事業者の皆様は、従業員等がマイナンバー
を教えてくれなかったらどうなるのかと考えてお

られると思います。この点、何らかの事情でマイ
ナンバーを持っておられない方もおられるでしょ
うし、故意に出さない方もおられないとは限りま
せんので、国税当局では、マイナンバーを取得で
きない場合は、取得できなかった経緯を記載する
よう求めています。「このように言っただけれど
も、マイナンバーをもらえなかった」という形
で、経緯を記載していただければよいということ
です。マイナンバーが記載されていないから、調
書自体が無効になるようなことはありません。

マイナンバーを取得する際の本人確認では、資
料18ページのとおり、番号確認と身元確認を行っ
ていただきます。雇用関係にあるなど、採用時に
きちんと身元確認を行ったような場合には、重ね
て身元確認書類は要しないことになっています。

しかし、最近では、採用時に必ずしもきちんと身元
確認を行わないケースも多くなっています。その

ような場合は、身元確認を行っていただきたいと思っております。

番号確認と身元確認を合わせて行うことができます。それが個人番号カードです。これがない場合は、通知カード又は番号付きの住民票の写し、プラスチック運転免許証又はパスポートで、番号確認と身元確認を行います。運転免許証やパスポートがない場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳など二種類の書類を提示することも身元確認が可能です。いずれにせよ、個人番号カードがありますと、ICチップから情報を読み取ることができます。すし、QRコードを使って情報を転記することも可能です。非常に利便性が高くなっておりまして、できるだけ個人番号カードの取得をお願いします。

(扶養親族の本人確認)

もう一つ面倒な話があります。資料19ページをご覧ください。右側が扶養控除等申請書です。扶養控除等申請書には、被扶養者の住所、氏名とマイナンバーを書いていただくことになっております。この場合、被扶養者のマイナンバーの提出義務者は従業者です。従業者が自分の扶養親族のマイナンバーについて本人確認を行いますので、事業者としては、従業員のマイナンバーについてのみ本人確認を行えばよいこととなります。したがって、税務手続きでは、基本的には扶養親族の本人確認は不要で、従業者が書いて提出したものを信用して、そのまま提出すればよいということになります。

法律上、唯一、事業者への提出義務者が従業員の家族である場合があります。これが左側の国民年金の第三号被保険者の届け出です。これだけ

は、第三号被保険者のマイナンバーについて事業者に本人確認を行っていただく必要があります。

家族に会社まで出て来ていただくわけにもいかないでしょうから、従業員が代理人になるなど、何かの方策を講じていただくことになろうかと思つています。事業者において、国民年金の事務を扱っている部署は人事部か何かだと思ひますが、その事務のうち、自分の家族の本人確認を行う事務を従業員に委託する、そのような格好になるのではないかと思います。

(ガイドライン)

マイナンバーの取り扱いにつきましては、資料20ページのとおりに、わかりやすく解説したガイドラインがあります。これは、特定個人情報保護委員会が作っているものです。これでもまだわかりにくいという御意見もござりますが、頂戴した意

見も踏まえて、できるだけいろいろな改訂を加えてきているところでです。

(2) 安心・安全の確保

(利用、提供、収集の制限)

法律で書かれておりますとおり、マイナンバーには、利用、提供、収集の制限があります。資料21ページのとおりで

最近、いろいろなところで講演を依頼されています。この前はいわゆる美術商の集まりに招かれました。古物営業で古美術品を買い取る時には、必ず本人確認を行います。彼らの心配事は、そのときにマイナンバーを取得しなければならないのではないかといいことでした。これは誤解でして、本人確認を行う業種ではマイナンバーを取得しなければならぬと誤解されているケースがかなりあることがわかりました。

本人確認とマイナンバーは基本的には関係がありません。税・社会保障の事務においてのみ、マイナンバーが利用できるということです。本人の同意があっても利用目的を超えて利用することはできません。マイナンバーの提供の要求についても同様です。法律で限定的に列記された場合を除いて、マイナンバーを収集してはなりません。

(安全管理措置)

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも、資料22ページのとおり、安全管理措置が必要になります。特に再委託先からいろいろな個人情報が入ることがしばしばありますので、再委託をする場合には、必ず委託者の承諾が必要とされています。

事業者は、資料23ページのとおり、マイナンバーの適切な管理のために、取扱規程の策定など

の安全管理措置を講じなければなりません。シンクタンクなどでそのひな形を検討しているところもあるようですが、それらとも連携して、あまり手間をかけずにそういうものが作れるようにしていきたいと思っています。

(保管・廃棄の制限)

マイナンバーが保管できるのは、法律で限定的に明記された場合に限られています。

マイナンバーが不要になった場合には、法律で定められた保存期間（例えば税の場合は、五年ないし七年となっています。）を過ぎましたら、できるだけ速やかに廃棄、削除していただく必要があります。企業などでは、通常、社員番号に外付けしてマイナンバーを管理していると思われるので、従業員が退職して何年か経ったら廃棄するといった取り扱いになるのではないかと思います。

す。

(3) 法人番号

法人にも法人番号が指定されます。資料25ページから27ページで関連する情報を整理しています。源泉徴収票に即して言いますと、「源泉徴収義務者・株式会社○○ 法人番号△△」という形で提出していただくこととなります。

法人番号も、平成二七年一〇月から送付を開始する予定になっています。法人登記簿に記載されている本店の所在地に法人番号を通知します。

法人番号を指定した法人については、国税庁のホームページ上で、名称、本店所在地、法人番号を公表します。法人番号は、ダウンロードすることも可能です。民間でも自由に利用できますので、国の公表する法人名が記載された資料については、できるだけ法人番号を記載しようと思つて

います。こうすることによって、「会社四季報」的なものがさらに発展していくのではないかと、インターネットで法人番号を検索するとその法人のことがある程度わかるようになる、そういう時代が来るのではないかと思っています。

なお、法人番号の欠点として、事業所番号がないことが挙げられます。事業所は国に届け出るようになっておりませんので、国が番号を付けるわけにはまいりません。将来的には、民間ベースで事業所番号を作っていたことになるのではないかと思っています。

先ほども申しましたように、法人番号を通じて多くの法人がつながり、新たなサービスが広がることを期待しているところです。

(4) 施行に向けた準備

マイナンバー制度の施行に向けた準備について

申し上げます。資料28ページをご覧ください。

いろいろな調査で、特に中小企業の準備が遅れていると言われています。しかし、本当に小さな企業の場合は、そもそも準備していただくことは何もないのではないかと思います。

一〇〇人以下の企業と、そうでない大きい企業とで、若干ガイドラインの内容を変えています。

中小企業におきましては、担当者を決めると言っても「数人しかいないのに何が担当者だ」といった話もありますし、金庫でマイナンバーを保管しろと言っても無理なこともあります。したがって、中小企業の場合は、マイナンバーの付いている人事情報や給与情報などは、せめて鍵のあるデスクに入れてくださいとか、せめてついたてを立てて関係のない人に見られないようにしてくださいといったお願いをすることになると思いますが。そのような意味で、常識的に丁寧に保管して

いただいております。つまり、常識的な企業が社員の人事情報を扱うようにマイナンバーを保管していただければ、大丈夫だろうと思っています。

四、マイナンバー制度の普及と利活用

(マイナンバー等分科会中間とりまとめ)

次に、マイナンバー制度の普及と利活用のために、この制度を使ってもっといろいろなことができなにかを考えていきます。この点については、マイナンバー等分科会の中間とりまとめが出ています。資料29ページのとおり、個人番号カード、ポータルサイト、さらに個人番号・法人番号そのものに分けて議論が整理されています。

なお、マイナンバーの民間活用などに関連して、どのようなことでもマイナンバーを使うよ

うに言われることがあります。マイナンバーそのものを活用する場面は実はあまり多くないように思います。

(個人番号カード)

資料30ページに個人番号カードのメリットを整理しています。

個人番号カードがありますと、自分のマイナンバーを証明する書類として使えますし、本人確認の際の公的な身分証明書としても使えます。この本人確認はいろいろな場面で出てきます。

また、市町村で図書館カードとして利用したり、国家公務員の身分証明書の機能を搭載したりすることを検討しています。さらに、二〜三年後、あるいはもう少し先になるかもしれませんが、健康保険証の代わりに使えるようにしたいと思っています。カードには写真が入っております

ので、これを使って医療機関で被保険者資格の確認をするようになりますと、成りすましが非常に減ることになると思います。健康保険では資格喪失後の利用が年間数百億円に上りますが、そうした不適切な利用がなくなる効果も期待できます。

各種行政手続のオンライン申請に当たりましても、公的個人認証が使えます。また、現状では九〇市町村に限られておりますが、今後、できるだけ多くの市町村において、コンビニなどで戸籍など各種の証明書が取れるようになるとういなど思っています。

この他、スマートフォンやC A T Vでカードを利用できるようにすることも検討しています。スマートフォンには、ハード面でカードリーダーの機能が付いておりますので、カードを正確に読み取るための技術的な検討を行い、ソフトを開発すれば利用できるようになります。C A T Vもコン

トローラーにカードを差し込むことによって利用できるようになります。さらに、将来的には、コンビニATMや双方向デジタルテレビでもカードが利用できるようになるのではないかと考えています。

個人番号カードの発行のため、来年一月からの三ヶ月間で一〇〇〇万枚分の予算を組んでいます。足りるのか足りないのか、いろいろな見方があります。しかし、国内のICチップ入りのカードの生産枚数は、年間でせいぜい数千万枚にとどまっておりますので、まとめて発行しようとしてもそもそも限界があります。あまりにも殺到して待つていただくのも困るし、逆に申請が少なくても困りますので、非常にコントロールが難しいと感じています。私どもとしては、少なくとも数年間のうちに七〇八割の国民の皆様は個人番号カードを持っていただければと考えているところで

す。

(マイナポータル)

マイナンバー制度の導入と合わせて、個人ごとのポータルサイトを構築します。このポータルサイトを「マイナポータル」と呼んでいます。資料32ページをご覧ください。

ここでは、自分の個人情報が役所間でやりとりされた記録を見るだけでなく、役所が保有する自分のマイナンバー付きの個人情報を閲覧することができます。それによって、例えば自分が幾ら健康保険料や介護保険料を支払ったかというようなことが全部わかるようになります。さらに、マイナポータルには、地方公共団体からのお知らせが表示されます。また、引越しなどのライフイベントに関する手続きがワンストップでできるようになります。

この他、将来的に、民間事業者が電子私書箱サービスや電子決済サービスのような事業を行うようになれば、マイナポータルを通じて各種の電子データを受領したり、電子的に各種の決済を行ったりすることができるようになります。

マイナポータルを活用することで、面倒なことをできるだけやめられたらと思っています。所得税の申告について申しますと、例えば、毎年一月ごろに生命保険料の証明書が送られてきます。これを電子私書箱で受け取ってマイナポータルに保存する、あるいは、それをマイナポータルから電子的に税務署に提出するといったことができるようになりますと、非常に利便性が向上することになると思われます。

また、いろいろな地方公共団体から紙であればらに地方税賦課決定書が送付され、企業にとつて事務処理の負担が大きいのと言われますが、これら

を全て一括してネットで送るようなことができないか、現在、検討を進めているところです。

資料33ページで、マイナポータルの機能を図示しています。今後、民間と連携することによって、引越し、死亡、子育て等に関連する各種手続きをワンストップでできるようにしたいと考えています。本日の閣議で改定された「世界最先端IT国家創造宣言」にも含まれていますが、次期通常国会にIT活用推進法案を提出することとしており、その中で、ワンストップで手続きを済ませるに当たって障害となる規制等につきまして必要な手当てを行いたいと思っています。

(マイナンバーの利用範囲拡大)

最後がマイナンバーの利用範囲の拡大です。資料34ページをご覧ください。

一つ目は、戸籍事務です。親子関係や夫婦関係

は戸籍でしか証明できませんので、社会保障、特に社会福祉に関する申請を全てワンストップでやろうと思えますと、必ず戸籍が必要になります。

また、死亡時の手続きをワンストップで済ませようとしますと、やはり戸籍が必要になります。したがって、今後、三年ぐらいをめどに、戸籍事務でのマイナンバーの利用について法務省で検討を進めることになっています。

二つ目は、旅券事務です。戸籍事務でのマイナンバー利用に向けた法務省の検討状況も踏まえて、三年から五年をめどに、旅券事務でのマイナンバーの利用について外務省で検討を進めることになっています。

一番下にあるのが、自動車の登録等に係る事務です。個人番号カードの導入に合わせ、このカードを利用した申請を可能とします。

あと二つ、医療・介護・健康情報の管理・連携

等に係る事務と預貯金付番があります。

まず、医療・介護・健康情報です。資料35ページで、この分野での活用のイメージを整理しています。現在、個人情報保護法とマイナンバー法の改正法案を国会に提出しています。ここには、メタボ健診等の健診データの保険者間の連携、予防接種の履歴の共有などにおいて、マイナンバーを使うという内容が含まれています。

この他、医療保険のオンライン資格確認を個人番号カードで行えるようにします。また、カルテ情報について、マイナンバーとは別の医療IDを使って、病院・診療所の連携を図る方向で検討が進められています。もともと、マイナンバーと異なる番号と言いますが、住民票コードを交換して得られるIDはマイナンバーとのひも付けが可能です。その辺までは、医師会もおおむね了承しています。

預貯金はなかなか難しいところがあります。預貯金にマイナンバーを付けることでマネロン対策に使えないかと考えたのですが、マネロンの対象は預貯金だけでなくサラ金などいろいろとありまして、結構やばい業種とも関係してきます。これらに全てマイナンバーを付けるのかという議論もあり、結局、マネロン対策でマイナンバーを使うことは諦めました。

預貯金にマイナンバーの付番を強制することは現状では無理であろうということで、今回の改正法案では、金融機関が任意にマイナンバーを利用することができることにしました。金融機関が預貯金口座に付したマイナンバーは、ペイオフの際の預金保険機構による預貯金額の合算において利用可能とされています。また、生活保護の資力調査や税務調査などでも利用できるようになっています。極めて中途半端なことは百も承知しております。

ますが、一〇年後の全ての預貯金への付番を目指して、第一歩を踏み出したと考えています。なお、大手銀行は、基本的にはマイナンバーを付さないと新規の口座を開設しない方向で検討していると聞いています。

今回の改正法案には、この他、地方公共団体の要望を踏まえた若干の利用範囲の拡充が含まれています。以上で取り上げた改正法案の内容は、資料36ページで整理しています。

(マイナンバー制度活用推進ロードマップ)

資料37ページは、自由民主党のIT戦略特命委員会で作成された、今後のマイナンバー制度活用推進ロードマップです。これが、最もラジカルにマイナンバー制度を活用しようとした場合のロードマップと言うことができるように思います。おそらくここまでは行かないでしょうが、こ

ういうものを参考にしながら、今後の取り組みを進めていきたいと思っています。

(マイナンバーのホームページ)

資料38ページのとおり、マイナンバーのホームページを開設しています。民間のホームページには負けますが、政府のホームページには見やすいという評判をいただいています。もともと、まだまだ改善の余地はあります。

コールセンターも既に設置しております。これまでまた政府のコールセンターには対応が丁寧であるという評判をいただいておりますので、一度試してみてくださいと思います。

私の説明は以上でございます。どうもありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

増井理事長 向井審議官、ありがとうございます

た。

大変幅広い御説明をいただき、全てを消化するのは大変だという感じがいたしました。しかし、マイナンバーを使って、将来、いろいろなことができるようになるのではないかと期待の持てるお話だったと思います。

まだ若干お時間がございます。御質問をお受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問者A 向井さんには内閣法制局参事官をされていたときにたいへんお世話になりました、ありがとうございます。私は、公務員を辞めて民間の弁護士になって六年目でして、政府から見る風景と民間から見る風景はかなり違うという観点から御質問したいと思います。

一つ目は、金融取引におけるマイナンバーの付与は、現時点では義務ではなく、任意ということになっています。これは私の勝手な推察ですが、

おそらく国税庁は、金融機関に対してきちんとお客さんからマイナンバーを取るようにという事実上の指導をされるのではないかと思っています。

証券会社に対してもそうかもしれません。その場合、新規の預貯金を受け入れるに当たってマイナンバーを取ることは可能かもしれませんが、既存の預貯金については、お客さんにマイナンバーを求めても「嫌だ」と言われ、板挟みになって、金融機関がづらい立場に陥ってしまうかもしれません。今日は金融機関の方が大勢おられますので、そのような場合、金融機関としてはどう対応すればよいのかをお伺いしたいと思います。

二つ目は、一国民の立場で個人情報漏えいの心配があります。マイナンバー制度が導入されても、情報は一元管理されるわけではなく、各機関で分散管理されるという御説明でした。今までも、各機関がいろいろな情報を持っていたわけで

すが、そのような現状と、マイナンバーが導入された後とでは、それほど変わらないと理解してもよろしいのでしょうか。私にはそのように聞こえたのですが。

三つ目は、三条委員会として特定個人情報保護委員会が設置されます。御承知だと思いますが、私もこの分野にはたいへん詳しいと自負しています。公正取引委員会は、きちんと調査を行い、問題のある行為に対しては適切な処分をするなどの対応をしておりますので、実際に機能しているわけです。仮に、日本年金機構のような公的機関で情報漏えいがあった場合、特定個人情報保護委員会は、公正取引委員会や証券取引等監視委員会と同じように、日本年金機構に立ち入って調査を行い、業務改善などの必要な命令を出すことができますのかということについてお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

向井 まず、預貯金の関係ですが、これまでの国税庁との折衝を振り返りまして、国税庁がそういう行政指導を行うようなことは決してないと保証します。この点は、金融機関の方の御心配には及ばないと考えています。

金融機関については、私は全銀協から農協まで全て回りました。業態によって対応はかなり異なります。ばらだと思えます。全銀協などは、面倒というより、むしろウエルカムという印象を持ちました。下位の業態に行けば行くほど、「しよやがないな」といった受け止め方が強いように思います。新規の預貯金を受け入れる場合、マイナンバーの告知を要件とするかどうかはあくまでも金融機関の任意ですので、おそらく要件としない金融機関がたくさん出てくると思いますし、現時点ではそれでよいと思っています。

次に、各機関における情報の管理が現状と変わらないのかという点は実はそのとおりです。マイナンバー制度が入ったと言いますが、今まで行っていないかかったところに新たな情報が行くようなことはほとんどありません。情報の連携も、これまで国民の皆様が書面で提出しておられた情報を単にバックオフィスで取ろうとするものに過ぎません。

マイナンバー制度が入ることによって増える情報は、番号だけです。番号だけでは何もできないように、制度を作っています。マイナンバー制度が入ることによるリスクは、マイナンバー付きの情報が複数の機関から多数漏れた場合、そのマイナンバーを使ってマッチングが可能になるということだけだと思っています。ハッキングを行うにしても、そこまでやるにはかなり派手にやらなければなりませんので、そういう意味では、マイナ

ンバー制度が入ることによるリスクの増加は、それほど大きくないのではないかと考えており、国会答弁でもそういうことを言っています。

今回の日本年金機構の事例は、ITを利用していれば必然的に起こりうることで理解しています。しかし、やはり情けないように見えるところもありますので、今後、きちんとやっつけていかなければならないというのは事実です。マイナンバー制度が入ることによって、通常の個人情報保護法より罰則が強化されます。安全管理義務がかかってくるので、特定個人情報保護委員会による監視・監督も行われます。そういう意味では、マイナンバー制度が入った後のほうが個人情報の保護のレベルは格段に上がります。個人情報の漏えいリスクは、かえって小さくなるのではないかと思います。

最後に、特定個人情報保護委員会は三条委員会

で、権限は公正取引委員会と全く同じで、立入検査から命令まで全部できます。法律上の権限はそろっていますが、必要なのは人的資源だと思っております。そして、それはこれからの課題です。そもそも、組織を作るだけでも大変でした。民間から人を採用するのにスクラップを出す省庁はありませんので、毎年苦戦しているのが実情です。

質問者B 個人番号カードや通知カードは、未成年者も含めて全ての個人に配られることになると思います。「マイナポータル」を用いて自分の情報にアクセスすることは、理論上はゼロ歳でも可能になると思いますが、実際は親が代理人として情報を確認することになるのでしょうか。また、マイナンバーを使った申請等も、高校の奨学金を本人が借り入れるときなど、早ければ高校生ぐらいから始まると思いますが、いつごろから本人がマイナンバーを取り扱うことになるか認識してお

られるのか、御説明をお願いします。

向井 個人番号カードには年齢の制限はありませんが、マイナンバーは一五歳からにすることを考えています。基本的には、一五歳、中学三年生が一つのメルクマールになるのではないかと思っています。文部科学省に対しても、中学三年生と高校生向けに広報していただくようにお願いしています。それぐらいになると、自分でアルバイトする人も出てくるでしょうし、場合によっては高校に行かずに働いている方もおられますので、その辺がターゲットになると思っています。

そういう意味では、特に学生、主婦その他アルバイトをよくされる方には、ぜひ個人番号カードを持つていただきたいと考えています。そういう広報もしたいと思っています。

増井理事長 その他にございますでしょうか。

——よろしゅうございますか。

それでは、ほぼ定刻になりましたので、このあたりで本日の講演は終わりにしたいと思います。最後に、向井審議官に拍手をよろしくお願いいたします。(拍手)

むかい

はるき

内閣官房 社会保障改革担当室審議官
内閣官房 情報通信工芸戦略室副長(10)
内閣府 大臣官房番号制度担当室長
内閣官房 すべての女性が輝く社会づくり推進室次長

(本稿は、平成二七年六月三十日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

向井 治紀 氏

略 歴

- ・昭和56年 東京大学法学部卒
 - ・昭和56年 大蔵省入省
 - ・平成9年 内閣法制局参事官
 - ・平成14年 財務省主計局主計官（厚生労働担当）
 - ・平成16年 財務省主計局法規課長
 - ・平成18年 財務省理財局国有財産企画課長
 - ・平成20年 内閣官房内閣参事官（社会保障国民会議担当）
 - ・平成21年 財務省理財局次長
 - ・平成22年 内閣官房内閣審議官（社会保障改革室担当）
 - ・平成24年 内閣官房内閣審議官（社会保障改革室担当
兼情報通信技術担当室担当）
兼副政府情報化統括責任者（副政府 CIO）
 - ・平成25年 内閣官房内閣審議官（社会保障改革室担当）
兼内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室副室長（副政府 CIO）
兼内閣府大臣官房番号制度担当室長
- 現職